

第7章

誘導施策

第7章 誘導施策

本章では、前章までの都市機能誘導区域・居住誘導区域への都市機能及び居住の誘導を行うための施策を整理しています。

7-1 誘導施策の設定方針

立地適正化計画では、都市機能誘導区域・誘導施設、居住誘導区域の設定をもとに、届出制度を適切に運用することで、緩やかに都市機能及び居住の誘導を図っていくことを基本としますが、併せて、それらの誘導を促進するための各種施策を検討・実施することで、計画の実効性を高めていきます。

それら誘導施策の整理にあたっては、都市づくりの基本方針で掲げた「都市機能誘導」「居住誘導」「公共交通ネットワーク」の3つに大別して整理しています。

都市づくりの基本方針1

本市全体の魅力と活力を高め、
生活利便性の維持・向上に資する拠点の形成

⇒都市機能誘導に係る施策により具体化

都市づくりの基本方針2

地区特性を活かした適切な居住誘導による
多様な暮らしの場の提供

⇒居住誘導に係る施策により具体化

都市づくりの基本方針3

拠点と居住地を結ぶ利便性の高い
公共交通ネットワークの充実

⇒公共交通に係る施策により具体化

7-2 誘導施策の設定内容

(1) 都市機能誘導に係る施策

都市機能誘導に係る施策については、特に、民間主体による誘導施設の整備を行いやすくするための事業や支援制度が求められます。

当面は、立地適正化計画制度での届出の運用に基づき、届出者に対する支援措置の情報提供や公有地等の取得のあっせんを実施することや、国等が直接的に行う支援施策を活用して、誘導施設を中心とした都市機能の誘導を図っていきます。

併せて、本市が独自に行っている都市機能誘導に資する施策についても、その継続的な取組とともに、必要に応じて、制度内容の見直し等も行いつつ、より効果的な施策の充実化を目指していきます。

以下に、本市が独自に講じる施策について整理しています。

1. 市街地再開発事業の推進

<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市は、これまでに追浜駅前、汐入駅前地区、汐入駅前第3地区、大滝町2丁目地区の4つの市街地再開発事業を支援してきており、良好な住宅の供給や、商業施設・公益施設等の立地を誘導（推進）してきました。 現時点においても、都市拠点（横須賀中央駅周辺）及び地域拠点（追浜駅周辺、京急久里浜駅周辺）で市街地再開発事業（8地区）の検討が進められています。 今後、上記市街地再開発事業の事業化が具体化した際には、都市機能誘導区域の中でも特に鉄道駅至近に立地することが望ましい誘導施設を当該事業施行区域内へ積極的に移転・集約することを検討するとともに、上記地域の再生を目指して意欲ある事業者を後押しするための施策を検討し、生活利便性の維持・向上に資する拠点の形成に努めます。 なお、市街地再開発事業の施行区域内へ誘導施設を整備する場合には、当該再開準備組織の同意を得た後に、具体的な整備方針を本計画に位置付け、本市施策としての事業展開を図ります。 <p>◆各拠点での再開開発検討箇所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【横須賀中央駅】</p>  <p>市街地再開発事業等検討区域 (市街地総合再生計画区域)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【追浜駅】</p>  <p>追浜駅前第2街区 第一種市街地再開発事業</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【京急久里浜駅】</p>  <p>市街地再開発事業等検討区域 (市街地総合再生計画区域)</p> </div> </div> <p>※青線は都市機能誘導区域 ※1 若松町1丁目地区第一種市街地再開発事業区域。 ※2 追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業区域。本区域内へ教育文化施設（図書館）を整備（予定）。 出典：横須賀市資料</p>
<p>対象箇所</p>	<p>横須賀中央駅周辺(6地区)、追浜駅周辺(1地区)、京急久里浜駅周辺(1地区)</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

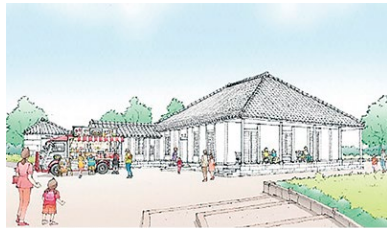
参考資料

2. 「地方再生コンパクトシティ事業」による魅力ある都市づくり

取組施策

- ・これまでに、都市拠点に含まれる汐入駅周辺では「文化（近代歴史遺産）」、地域拠点である追浜駅周辺では「スポーツ」をテーマにしたまちづくりが進められてきました。
- ・今後は、それらの特性を更に活かした魅力ある都市づくりを行うべく、国の支援である「地方再生コンパクトシティ事業」を活用して、官民連携によって拠点の賑わいを創出し、交流人口の増加と地域経済の活性化を図っていきます。
- ・汐入駅周辺では、年間約111万人が訪れる都市機能誘導区域内に立地するヴェルニー公園内に（仮称）横須賀市近代遺産ガイダンスセンターを整備し、VRなどの最新映像技術を駆使して市内に点在する近代歴史遺産の情報を集約・発信することで、新たな観光拠点・ストーリー性を持った周遊環境をルートミュージアムとして構築し、交通事業者や観光事業者との官民連携によるツアーの実施、循環バスや観光タクシーの運行等により、観光客数の増加を目指していきます。
- ・また、横須賀駅・逸見駅・汐入駅・横須賀中央駅周辺などの文化・観光資源の周辺では、文化財や風景と自転車を同時に写真に収めることができるデザインサイクルスタンドの設置や、インバウンドにも対応した多言語サービスによる情報板の設置など、スムーズに歴史遺産を周遊してもらうための整備を進めます。
- ・追浜駅周辺では、都市機能誘導区域内に立地する追浜公園の横浜DeNAベイスターズの総合練習場誘致に伴う都市公園のリノベーションにより、追浜公園を含む追浜地域のイメージアップを図り、横浜DeNAベイスターズ、地元商店街や町内会等の官民連携での「スポーツ」を通じたまちの賑わいを創出していきます。
- ・これらの取組によって、総合的な拠点性の向上を図り、都市機能の立地の促進等に繋げていきます。

◆ヴェルニー公園整備イメージ（近代遺産ガイダンスセンター）



◆スポーツ交流拠点施設（追浜公園）



出典：横須賀市資料



出典：横須賀再興プラン（第3次実施計画）

対象箇所

汐入駅周辺（ヴェルニー公園等）、追浜駅周辺（追浜公園等）

3. 横須賀中央駅周辺におけるウォーカブルなまちづくりの推進

<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀中央駅周辺は、本市の中心市街地として、様々な賑わいに資する取組が進められています。 今後は、さらに賑わいを生み街歩きが楽しくなるよう、都市再生特別措置法や道路法に基づく国の支援制度などを活用しながら、ウォーカブルなまちづくりを推進します。 合わせて、歩行者を中心とした賑わいの空間とするため、附置義務駐車場制度の緩和や柔軟な運用を検討します。また、駐車場の立地及び出入口のルールづくりなど、駐車場の配置の適正化の検討を進め、回遊性の向上を図ります。 <p>◆まちなかウォーカブルのイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）</p>  <p>[予算] 交付金等による支援</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>・都市再生整備計画に基づく「居心地良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>官</p> <p>街路等の公共空間の改善</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>民</p> <p>オープンスペースの提供・利活用</p> </div> </div>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>・民間事業者による民間部分のオープンスペース化 (①) や建物低層部のガラス張り化等 (②)</p>  <p>[税制] 固定資産税の軽減・予算 補助金による支援</p> </div> </div> <div style="width: 30%;"> <p>・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施</p>  <p>*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>[金融] 低利貸付による支援</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応</p>  </div>
<p>対象箇所</p>	<p>横須賀中央駅等周辺</p>

出典：国土交通省 ウォーカブルなまちづくりについて

4. 「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」による賑わい・交流の創出

<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> よこすか海岸通りは、施設の老朽化や様々なニーズの変化に対応するため、令和2年度に「よこすか海岸通りのビジョン」を策定し、更には令和4年3月に、整備の考え方や導入機能を示した「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」を策定しました。 今後は、この内容をもとに、利用者が多様な使い方が出来る新たな道路空間の形成を図ることにより、海岸通りらしさを感じられ、誰もが自分らしく過ごすことができ、暮らしの一部となる地域の賑わい・交流の拠点となることを目指していきます。 それらの取組を通じて、横須賀中央駅等周辺の拠点内全体の回遊性が向上することを目指します。 <p>◆将来イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">出典：よこすか海岸通りリニューアル基本計画</p>
<p>対象箇所</p>	<p>横須賀中央駅等周辺</p>

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 参考資料

5. 「JR久里浜駅周辺地域の土地利用方針」の推進	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「JR久里浜駅周辺地域の土地利用方針」は、JR久里浜駅周辺の低未利用地等の利活用を図るため、土地利用の将来像として策定したものです。 ・土地利用方針では、多様な生活サービス機能の集積や、来街者等が集う・溜まる施設の立地、広場整備等が検討されています。 ・今後は、関係機関等との継続的な調整を行い、この土地利用方針の具体化に向けた検討を進め、都市機能の適切な誘導を図ります。 <div style="text-align: center;"> <p>◆土地利用方針</p>  <p>出典：JR久里浜駅周辺地域の土地利用方針</p> </div>
<p>対象箇所</p>	<p>久里浜駅・京急久里浜駅周辺</p>

6. 市立病院（うわまち病院・市民病院）の再整備の推進	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県が策定した地域医療構想において、2025年の必要病床数が示されたことにより、市民が安心して暮らすことのできる医療環境を整備するため、市立2病院が担うべき役割や連携について検討することとなりました。 ・横須賀市立病院運営委員会において、検討を行った結果、「市立2病院体制を維持しつつ、連携の強化、経営の効率化を図るため基本協定の一本化を図りたい」、「うわまち病院は老朽化が進んでいることから早期建替えを望むが、財政状況が厳しい中、施設規模等については、十分検討されたい」との答申書が提出されました。 ・答申を踏まえた検討の結果、市立2病院体制を維持することとし、老朽化したうわまち病院については、京急久里浜駅周辺地区への移転新築を目指します。市民病院の再整備については、今後の医療需要等を踏まえて検討していきます。
<p>対象箇所</p>	<p>京急久里浜駅周辺、林交差点周辺</p>

7. PPP/PFI手法の導入による魅力ある公共施設の整備	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的かつ効果的な公共施設等の整備や、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図るためには、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用していくことが重要です。 ・ そのため、公共施設等の整備等の方針を検討するにあたり、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討するため、「横須賀市PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針」を策定しました。 ・ 誘導施設に位置付けた各種の公共施設の建替え・移転等を行う場合には、この方針を踏まえながら、当該拠点の魅力向上に貢献できる施設整備および運営を行います。
対象箇所	各都市機能誘導区域内

8. まちづくり協定等による拠点内の質の向上（地元主体の取組支援）	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市は現在5地区（本町地区、横須賀中央商店街、米が浜通り等周辺地区、北久里浜地区、JR衣笠駅周辺地区）で、まちづくり協定を制定しており、地区の特性に応じて、建築物の用途（1階部分の商業系用途）、位置（道路境界からの壁面の後退）、デザイン（前面・屋根・外壁の色彩など）等のルールを定めています。 ・ また、横須賀中央エリアでは、地元主体でまちづくりガイドラインを策定し、まちづくり景観協定による運用を検討中です。 ・ 地元主体によるまちづくり協定等により、駅周辺のまちづくりにルールを設け、緑化・美化等を通じて、拠点内の質を高めていきます。 ・ 今後も市では地元が進める取組に対して、技術的支援を行います。
対象箇所	横須賀中央駅周辺（3地区）、北久里浜駅周辺（1地区）、衣笠駅周辺（1地区）

(2) 居住誘導に係る施策

居住誘導区域に居住の集約化を推進するに当たっては、必要に応じて移転に対する支援を行いながら、長い期間によって誘導を図ることが求められます。

当面は、立地適正化計画制度での届出の運用に基づき、届出者に対する支援措置の情報提供や公有地等の取得のあっせんを実施することや、国等が直接的に行う支援施策を活用して、居住の誘導を図っていきます。

併せて、本市が独自に行っている居住誘導に資する施策についても、その継続的な取組とともに、必要に応じて、制度内容の見直し等も行いつつ、より効果的な施策の充実化を目指していきます。

以下に、本市が独自に講じる施策について整理しています。

居住誘導に係る施策は、補助等の支援により直接的に居住を誘導する施策と、施設や基盤整備などの周辺環境の整備や市の魅力を情報発信することによって間接的に居住を誘導する施策等があるため、分野ごとに施策を整理します。

また、本市は海と山に囲まれていることから起伏が大きく、多様性に富んだ住宅地のタイプがあり、それらのタイプによっても展開する施策が異なるため、施策毎の実施箇所として、居住タイプについても整理を行います。

◆居住誘導施策の分野

		分野	内容
支援等により直接的に居住を誘導する	➤	支援・制度	居住を促すための助成、制度等により、居住促進につながる施策
		中心市街地等活性化	街なかの整備等により求心力が上がり、居住促進につながる施策
周辺環境の整備や、情報発信によって間接的に居住を誘導する	➤	基盤整備	道路、公園等の整備により居住環境が向上して、居住促進につながる施策
		施設整備	拠点に集約しない施設のうち、日常的に利用する生活に必要な施設が整備されることにより、居住促進につながる施策
		安全	安全性を確保することで、居住促進につながる施策
		情報発信	横須賀市の魅力をPRすることで、居住促進につながる施策

◆居住誘導施策を展開する住宅地のタイプ

住宅地のタイプ	特 徴
谷戸地域タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 谷戸の地形において形成された住宅地。 鉄道駅からの徒歩利用圏の利便性の高いエリアであるが、地形特性により区内移動には高低差があり、大半が幅員 4m 以下の狭あい道路であり、車の進入・すれ違いが困難。
郊外低層住宅団地タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 40 年代ごろをはじめとして整備された良好な道路等インフラを有する郊外部の丘陵地での低層住宅団地。 近年になり、整備当初の入居者が一斉に後期高齢世代となり、今後の空き地・空き家の増加も懸念される。 立地によっては、公共交通が不便な箇所がある。
郊外中高層住宅団地タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 40 年代ごろをはじめとして整備された良好な道路等インフラを有する郊外部の中高層住宅団地。 近年になり、整備当初の入居者が一斉に後期高齢世代となり、空き地・空き家の増加も懸念される。 立地によっては、公共交通が不便な箇所がある。
海沿い住宅地タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いの特性を活かした住宅地。 立地によっては、公共交通が不便な箇所がある。
都心居住タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀駅・汐入駅・横須賀中央駅・平成町周辺の住宅地。 生活基盤インフラは良好。
駅周辺住宅地タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 上記駅以外の駅から徒歩圏の住宅地。 生活基盤インフラは良好。



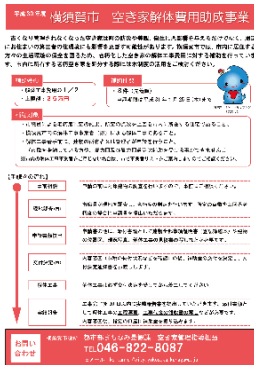



◆住宅地のタイプ毎での施策展開の考えられる箇所(12地区別)

地区	住宅地のタイプ					
	谷戸地域	郊外低層住宅団地	郊外中高層住宅団地	海沿い住宅地	都心居住	駅周辺住宅地
追浜地区	○	○	○			○
田浦地区	○	○	○			○
逸見地区	○	○			○	○
本庁地区	○	○	○		○	○
衣笠地区		○	○			○
大津地区		○	○	○		○
浦賀地区		○	○	○		○
久里浜地区		○	○	○		○
北下浦地区		○	○	○		○
大楠地区		○	○	○		
武山地区		○	○	○		
長井地区		○	○	○		

◆居住誘導施策

<支援・制度>

1. 子育て世代の居住促進の後押し	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代の定住を促進するため、経済的負担を軽減する取り組みの一環として、「子育てファミリー等応援住宅バンク」に掲載された物件を子育て世代が購入する際の助成を推進します。 また、市外に住む子ども家族の市内転入を促進するため、親世代と子ども家族の2世帯同居するために必要となるリフォーム費用の助成を推進します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>◆子育てファミリー等 応援住宅バンクパンフレット</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>◆2世帯住宅リフォーム 助成制度パンフレット</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：横須賀市HP</p>
<p>主な住宅地 タイプ</p>	<p>谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地、都心居住、駅周辺住宅地</p>
2. 良質な住宅ストックの循環促進	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家族形態やライフステージにあった住まいの選択ができるよう、住み替え促進など、不動産事業者、金融機関等と連携して良質な住宅ストックを循環させる仕組みを検討します。 また、既存住宅において、シェアハウス、共同オフィス、サテライトオフィス、企業の厚生施設（社宅）など、多目的での活用の誘導・促進します。 あわせて、物件情報の提供など、関係機関と連携した取り組みを推進します。
<p>主な住宅地 タイプ</p>	<p>谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地、都心居住、駅周辺住宅地</p>
3. 空家の適正な管理	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 防災や防犯の上からも、老朽化した危険な空き家の増加が懸念される地域を対象とした除却誘導や、除却後の活用方法の検討など、空き家の適正管理に向けた取り組みを検討・推進します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>◆空き家解体費用助成事業 パンフレット</p>  </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：横須賀市HP</p>
<p>主な住宅地 タイプ</p>	<p>谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地</p>

4. 谷戸地域居住促進に向けた支援	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観や自然環境に恵まれた谷戸地域の潜在的な魅力を引き出し活用することで、地域コミュニティを再生するため、谷戸地域を拠点に創作活動を行う芸術家等を誘致し、地域との交流機会を創出する取り組みを試行します。 ・ また、市と関東学院大学が協働して、谷戸の空き家を活用した地域の交流拠点の創出を図ります。 ・ さらに、指定の谷戸地域で空き家を改修し、地域住民の交流拠点とするなど「地域コミュニティの再生に寄与する取り組み」を広く募集し、対象となる活動経費に対して助成を行います。 <div style="text-align: right;"> <p>◆谷戸地域コミュニティ再生提案事業募集パンフレット</p>  <p>出典：横須賀市HP</p> </div>
<p>主な住宅地タイプ</p>	<p>谷戸地域</p>

< 中心市街地等活性化 >

5. 市街地再開発事業の進展によるまちなか居住の推進	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施されている市街地再開発事業や、新たな地区の再開発事業化に向けた支援を行い、まちなか居住の推進を図ります。
<p>主な住宅地タイプ</p>	<p>都心居住、駅周辺住宅地</p>

< 基盤整備 >

6. インフラ水準の向上による居住環境の魅力化	
<p>取組施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤が整った利便性の高い居住環境を提供するために、移動を円滑にする道路の整備を推進するとともに、歩行者の安全で快適な歩行空間や、杖や歩行車、車イス、ベビーカー等の移動支援機器を安全快適に使うことができるようになるため、歩行環境の整備を推進します。 ・ また、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進し、豊かな生活環境を提供するため、利用実態や地域のニーズを踏まえた都市公園等の適正配置のあり方を検討するとともに、既存公園の機能の見直しや拠点となる公園の整備・リニューアルを行います。
<p>主な住宅地タイプ</p>	<p>谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地、都心居住、駅周辺住宅地</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章




第6章

第7章

第8章

参考資料

<施設整備>

7. 子育て施設の整備	
取組施策	<p>・子育て世代が快適に暮らせるように、保育施設の整備や定員拡充に加えて、認定こども園などの制度を活用しながら、待機児童の解消を図るとともに、延長保育事業、子育て支援拠点、病児・病後児保育事業など多様な保育ニーズに対応した取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 相談、情報提供、交流の場を提供する、地域子育て支援拠点の拡充 ▶ 新港町の市有地における(仮称)中央こども園の整備 ▶ 病児・病後児保育施設の設置 ▶ 保育所等の2号・3号認定の定員拡充 ▶ 教育・保育の一体での提供と待機児童の解消を図ることができる認定こども園に移行を希望する施設に対して、整備費用の一部を助成 ▶ 認定こども園に移行する私立幼稚園が実施する長時間預かり保育への助成 ▶ 待機児童の解消を図るため、施設整備費用の一部を助成 <p>◆愛らんど(横須賀市の子育て広場) ◆(仮称)中央こども園 園舎基本計画検討ワークショップの様子 ◆病後児保育室</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p style="text-align: right;">出典：横須賀市HP</p>
主な住宅地タイプ	谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地、都心居住、駅周辺住宅地

8. 介護保険施設及び介護保険事業所の整備	
取組施策	<p>・高齢者が介護を必要とする状態になっても、自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、介護保険施設及び介護保険事業所の整備を行います。</p> <p>(第7期介護保険事業計画における整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3事業所 ▶ グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所) 80床 ▶ 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所 6事業所 ▶ 認知症対応型通所介護事業所 1事業所
主な住宅地タイプ	谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地、都心居住、駅周辺住宅地

< 安全 >

9. 安全対策の推進	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に則って、安全な居住環境を確保するために、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業と連携し、がけ崩れ災害を防止するための対策を推進します。 ・地すべり防止区域は、一旦地すべりが発生すると広範囲にわたり甚大な被害を及ぼす恐れがあり、ハード対策を講ずる上でも被害規模の予見が困難であることから居住誘導区域から除外します。 ・土砂災害警戒区域、河川浸水想定区域、津波浸水想定区域については、住民・地元組織等と協力し、警戒避難体制等を整備・強化することに努めていきます。 ・また、津波からの避難対策として、地域防災計画に記載のとおり、避難路の整備や一時的な避難場所の確保の推進に努めます。 ・空き家に対しては、老朽危険家屋に限定して実施している空き家解体助成に加え、対象範囲を拡大した助成メニューを新設し、旧耐震基準の空き家の解体を促すことで、空き家数の減少と、跡地の利活用を促し、良好な住環境の維持と住宅ストックの適正化を図ります。 ・さらに、建築年数の経過した木造住宅については、工事費等の助成を行い、耐震補強等により住宅環境の安心を確保していきます。
主な住宅地タイプ	土砂災害等の対策・空き家助成・耐震補強等助成 → 谷戸地域、郊外低層住宅団地、郊外中高層住宅団地、海沿い住宅地、都心居住、駅周辺住宅地 津波対策 → 海沿い住宅地

< 情報発信 >

10. 居住を誘導するための情報発信	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市外からの居住を誘導するため、民間事業者と連携しつつ、体感モニターツアーの実施等により、横須賀の魅力を生市内外に発信します。 ・また、空き家の所有者や管理者に向けた相談会の開催等により、住まいの利活用促進を図ります。 ・さらに交流人口の増加と地域経済の活性化に向けて、観光マーケティング調査を実施したうえで、観光客のニーズに合った地域資源を積極的に活用するとともに、メディアや観光事業者を通じたセールス活動を行います。
主な住宅地タイプ	- (市全域、市外)

◆空き家所有者・管理者向け相談会チラシ



出典：横須賀市HP

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

参考資料

(3) 公共交通に係る施策

公共交通に係る施策については、都市機能誘導及び居住誘導と併せて、市内の拠点ネットワーク型都市づくりを目指す上では重要な要素となることから、交通事業等の関係者との連携のもと、施策を講じていく必要があります。

本市としては、公共交通の利便性を確保するため、以下の施策を進めていきます。

1. 公共車両優先システム（PTPS）による定時性の確保	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> 公共車両優先システム（PTPS）とは、渋滞路線におけるバスの定時運行を目的に、バスに取り付けられた車載器と道路上の光ビーコンとの通信により、県警本部の交通管制センターでバスが優先通行できるよう信号機を動作させるシステムです。 バス運行の定時性を確保するため、神奈川県警察やバス事業者と連携し、PTPSを市内の渋滞の多い一部路線で導入しています。 今後も、PTPSの運用によりバス路線の定時性を確保し、路線バスの利用促進を図っていきます。
対象箇所	市内で基幹的なバス路線等
2. バスロケーションシステムによる利便性の確保	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムとは、GPS等を用いてバスの位置情報を収集し、パソコンや携帯電話、スマートフォンの各種端末に情報提供するとともに、主な停留所に表示機を設置してバスの接近情報を提供するシステムです。 バスの利便性を向上するため、市内バス路線では、バスロケーションシステムを導入し、市内の一部のバス停に表示機を設置しています。 今後も、バスロケーションシステムにより、利便性を向上し、路線バスの利用促進を図っていきます。
対象箇所	市内全域
3. ノンステップバスの導入による利便性の確保	
取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ノンステップバスとは、バスの床面を超低床構造として乗降ステップを無くすことにより、乗り降りしやすい構造のバスです。乗降時だけでなく走行時においても安全性が高くなっています。 杖や歩行車を利用する高齢者、児童、車いす利用者、ベビーカー等、誰もが安全に路線バスを利用しやすくするため、ノンステップバスの導入を進めています。 今後も市内を運行するバス路線にノンステップバスを導入することによる公共交通のバリアフリー化や、バス停に至るまでのバリアフリー化を進め、路線バスの利用促進を図っていきます。
対象箇所	市内を運行するバス路線

4. ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入による利便性の確保

取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン（UD）タクシーとは、車いすに乗ったまま乗車できるスロープや乗り降りしやすい乗降口、乗車用の手すりなどが整備され、誰もが使いやすいデザインのタクシーです。 ・高齢者、車いす利用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など誰もが安心してタクシーを利用できるようにUDタクシーの導入を進めています。 ・今後も、市内を運行するタクシーにUDタクシーを導入することにより、公共交通のバリアフリー化を進め、タクシーの利用促進を図っていきます。
対象箇所	市内全域

5. 地域公共交通の導入に向けた検討

取組施策	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市では、2016年（平成28年）7月に「横須賀市地域公共交通支援事業ガイドライン」を作成し、地域交通の導入や改善に向け、住民が主体となって進める取組に対する支援を行っています。 ・このガイドラインに基づき、地域発意によって進められるコミュニティバスの導入に向けた検討会の開催や技術的支援、運行実験等に対する経費の一部への助成を行うものとしており、今後も、これらの取組みにより、地域ニーズに合った最適な交通手段を検討していきます。
対象箇所	市内全域



出典：横須賀市地域公共交通支援事業ガイドライン

第8章

評価指標と進行管理

第8章 評価指標と進行管理

本章では、計画に基づく取組の達成状況等を評価するための評価指標を設定するとともに、計画の進行管理について整理しています。

8-1 評価指標の設定

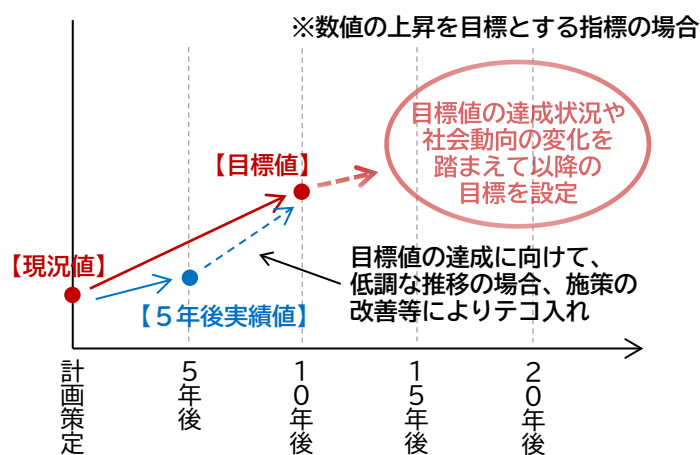
(1) 評価指標の設定の考え方

本市では、以下の2つの考え方に基づき評価指標を設定しています。

① 中期的な時間軸にて目標値を設定

- 立地適正化計画は、20年後の長期的な視点に基づき計画を立案しますが、進捗管理にあたっては、概ね5年毎に、誘導施策等の進捗状況の評価・検証を行います。
- 本市では、施策推進においてある程度の見通しが立つ中間の **10年先の段階的な目標値を設定**し、中期的スパンでの具体的取り組みについて進行管理を行い、次のアクションに反映していくこととします。

〈目標値設定のイメージ〉



② 3つの都市づくりの基本方針と防災指針の取組施策に関する評価指標を設定

- 評価・検証時における分かりやすさ等も考慮しつつ、3つの都市づくりの基本方針と、第6章防災指針で検討した取組施策の進捗を確認するための評価指標の設定を行い、都市機能誘導・居住誘導・公共交通ネットワーク・防災の4つの視点によって評価を行います。

また、立地適正化計画は、各自治体が都市機能及び居住の誘導施策を具体的に推進するための計画であり、「定量的な目標値」を設定し、その目標の達成により「期待される効果を定量化」することにより、都市構造の転換の進捗状況を可視化した上で、市民等の関係者の理解を得ると共に、施策の実効性を評価することが求められていることも踏まえて設定しました。

(2) 評価指標の設定

前述の考え方を踏まえ、4つの視点に基づき、「定量的な目標値」と、その目標値によって「期待される効果」を設定しています。

1) 都市づくりの基本方針1（都市機能誘導）に係る評価指標の設定

「定量的な目標値」の指標 (都市機能誘導に係る施策展開による直接的な効果を確認)					
指標：誘導施設の充足状況の維持・向上					
<p>⇒都市機能誘導に係る施策の推進により拠点の賑わいや回遊性・周遊性等の向上を促進することで、既存の誘導施設が撤退しないように維持しつつ、さらに新規の施設の誘導を図ることで、誘導施設の充足状況が現状以上になることを目指します。</p> <p>⇒当該都市機能誘導区域内に既に立地している誘導施設:63 当該都市機能誘導区域内に立地していないため、新規誘導を図る誘導施設:6</p> <p>※各都市機能誘導区域での誘導施設の立地状況は、80ページ参照</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (2018年(H30年))</th> <th>目標値 (2029年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">91%</td> <td style="text-align: center;">91%以上</td> </tr> </tbody> </table>	現状値 (2018年(H30年))	目標値 (2029年)	91%	91%以上
現状値 (2018年(H30年))	目標値 (2029年)				
91%	91%以上				

期待される効果

効果：地域の稼ぐ力の維持・向上

都市機能誘導区域に設定することで、横須賀中央駅・追浜駅・京急久里浜駅などにおいて都市機能が充実し利便性が高まるため、居住者や来街者の増加が想定されます。これに伴い買い物をする人も多くなり、小売店舗の年間販売額も増加することが期待されます。

効果指標	現状値 (2014年(H26年))	目標値 (2029年)
主要拠点での小売業の年間商品販売額の維持 <small>※主要拠点（横須賀中央駅・追浜駅・京急久里浜駅）</small>	577億円	577億円以上

効果：拠点性向上による本市への来訪者の増加

各都市機能誘導区域の誘導施設を維持・誘導するとともに、「地方再生コンパクトシティ事業」による魅力ある都市づくりをはじめとして都市機能誘導に係る施策を推進することで、本市の魅力が向上し、観光客が増加することが期待されます。

効果指標	現状値 (2014年(H26年))	目標値 (2029年)
観光客数 <small>※日帰り観光客数と宿泊観光客数の合計 ※横須賀再興プランの指標と整合</small>	785万人	1,000万人以上

2) 都市づくりの基本方針2（居住誘導）に係る評価指標の設定

「定量的な目標値」の指標 (居住誘導に係る施策展開による直接的な効果を確認)		
指標： 居住誘導区域内の人口密度の低下の抑制		
⇒人口減少が進行する中であっても、居住誘導に係る施策の推進等により、居住誘導区域内の居住人口の低下を抑制します。	現状値 (2010年(H22年))	目標値 (2029年)
	84人/ha	71人/ha以上 ※目標値の直近(2030年)の趨勢の場合71人/ha
	<参考>全人口に対する居住誘導区域内の人口割合	
83%	83% ※目標値の直近(2030年)の趨勢値を使用	

期待される効果

効果： 居住に対する市民満足度の向上

居住誘導に係る施策の推進により、市民満足度が上がることが期待されます。

効果指標	現状値 (2017年(H29))	目標値 (2029年)
「横須賀市に住み続けたい」と思う人の割合 ※市民アンケートにおける「今住んでいるところに住み続けたい」「横須賀市内のどこかに住み続けたい」を選択した人の割合	83.6%	85%以上

3) 都市づくりの基本方針3（公共交通ネットワーク）に係る評価指標の設定

「定量的な目標値」の指標 (公共交通ネットワークに係る施策展開による直接的な効果を確認)		
指標： 公共交通の全人口に対するカバー率の維持		
⇒現在の公共交通網の沿線である居住誘導区域に居住を誘導することで、公共交通が利用しやすい現在の環境を維持します。	現状値 (2018年(H30年))	目標値 (2029年)
	89.9%	89.9%以上

期待される効果

効果： 公共交通や徒歩による外出機会の増加と環境負荷の低減

居住誘導区域内への居住の促進とともに公共交通が利用しやすい環境が維持されることで、公共交通や徒歩により気軽に外出する機会が増えるとともに、自動車利用の低下により環境負荷の低減につながることを期待されます。

効果指標	現状値 (2014年(H26年))	目標値 (2029年)
市民1人あたりの自動車走行台キロ ※乗用車の走行台キロ(1日の台数×区間延長)を市の総人口で除した値	3.8台キロ/人	3.8台キロ/人以下

4) 防災指針の取組施策に係る評価指標の設定

「定量的な目標値」の指標 (防災指針の取組施策の推進による直接的な効果を確認)		
指標：住宅の移転に対する支援等施策の導入		
⇒防災指針での取組施策に基づき、住宅の移転に対する助成等を具体的に検討・実施することで、安全性の高い居住地への移転を促進します。	現状値 (2023年(R2年))	目標値 (2029年)
	なし	1つ以上の 施策実施
指標：地区の防災強化に資する地区計画の検討数		
⇒防災指針での取組施策「戸建て住宅の高床化等に向けた地区計画の導入可能性の検討」を踏まえ、都市計画と連動した地区の防災強化に資する取組として、地区計画策定に向けた検討を推進します。	現状値 (2023年(R2年))	目標値 (2029年)
	なし	1地区以上の 検討
※本内容は地域住民の皆さまとの十分な調整が必要であり、策定までに時間を要することから、前期となる2029年までは検討を行った地区数(「居室の床の高さ」の最低限度の項目を設けた地区計画等)を確認します。		

期待される効果

効果：防災に対する市民満足度の向上

横須賀市地域防災計画や横須賀市国土強靱化地域計画等の計画と連携しながら、防災に関する取組施策の推進により、身の回りの安全に関する市民満足度が上がることが期待されます。

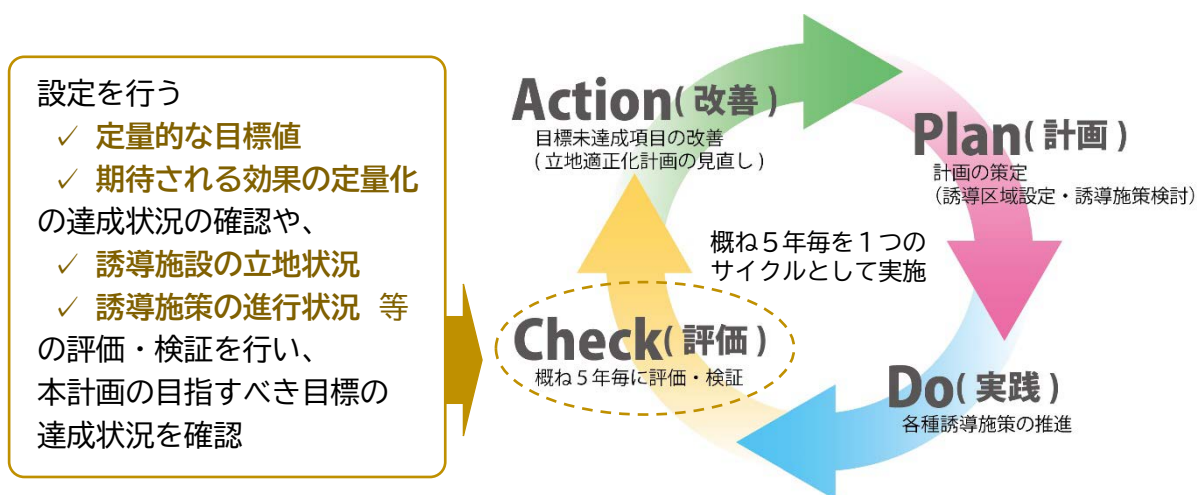
効果指標	現状値 (2021年(R2年度))	目標値 (2029年)
「安全・安心に満足している」人の割合 ※市民アンケートにおける生活意識の満足度「身の回りの安全」の点数(10点満点)についての平均値	6.54	6.54以上

8-2 進行管理

本計画の計画期間内（2019年3月～2039年3月）においては、施策の進行状況や社会的な動向の変化も予想されるため、上位計画や関連計画との見直しとの整合を図りつつ、概ね5年ごとでの評価指標の達成状況や、誘導施策の進行状況の評価・検証を行います。

その検証により、市内各地区の居住誘導及び都市機能誘導の進捗等状況を確認し、必要に応じて、誘導施策や誘導施設、両誘導区域の見直しを行います。

それらは、以下に示すP D C Aサイクルの考え方に基づき、適切な進捗管理を行いつつ、20年後の目標年次に向けて継続的な取り組みを行っていきます。



參考資料

参考資料

参考－1 用語の解説

《ア～オ》

一般会計

- ・地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のこと。地方公共団体存立の目的を達成するために要する経費を経理する会計といえる。

インバウンド

- ・外国人が日本へ訪れる旅行のこと。近年、日本への旅行者数が増加しており、その需要を取り込んだ観光施策等が求められている。

《カ～コ》

河川浸水想定区域

- ・水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等と併せて公表。
- ・本市では、神奈川県が作成した浸水想定区域図をもとに、平作川および竹川の洪水ハザードマップを作成・公表している。

企業会計

- ・地方公営企業法の全部または一部を適用する会計のこと。本市では、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計および臨海土地造成事業会計の4つの企業会計がある。

旧軍港市転換法

- ・大日本帝国憲法下の日本において軍港を有していた旧軍港四市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）について、平和産業港湾都市に転換することにより、平和実現の理想達成に寄与することを目的として制定された法律。

急傾斜地崩壊危険区域

- ・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生じるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土・盛土等の一定の行為を制限する土地として、神奈川県により指定された区域。

共同オフィス

- ・シェアオフィスとも呼ばれ、同じ空間を複数の利用者によって共有するオフィスのこと。

国勢調査

- ・統計法に基づき行われる国の最も重要かつ基本的な統計調査であり、人口、世帯、産業構造等の調査が行われる。原則、5年毎に実施される。

コミュニティバス

- ・地域住民の利便性向上や高齢者、身障者などにも利用しやすい公共交通として、低運賃、短いバス停間隔、小回りの効く小型車両、わかりやすいダイヤなどを特徴とする地域密着型のバスシステム。

《サ～ソ》

再開発準備組織

- ・市街地再開発事業の事業化検討にあたっての対象地区の地権者による組織のこと。都市計画の決定に向けて、事業内容等の継続的な検討を行う。

サテライトオフィス

- ・企業本社等から離れた場所に設置されたオフィスのこと。通常の支社とは違い、特定の業務をこなすために必要最低限の機能を持たせた拠点。

シェアハウス

- ・賃貸住宅において、自室とは別に共同利用できる共有スペースを有した住宅のこと。1軒の住宅を複数人で共有して賃貸する場合もある。

市街化区域

- ・都市計画によって定められた、すでに市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。一定の都市計画区域について、都道府県知事が区域区分を決定することによって定まる。市街化区域内では、必ず用途地域が指定されている。
- ・本市では、市域の約6割強が市街化区域である。

市街化調整区域

- ・都市計画によって定められた、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内で土地の区画形質の変更をする場合には、原則として許可を要する（開発許可）。そして開発許可にあたっては特別な事情にある場合を除いて住宅のための宅地造成等は許可されないなど、市街化調整区域内での開発・建築行為を抑制する規制が適用される。

市街地再開発事業

- ・まちづくりを考えると、一軒一軒が個別に建て替えをするのではなく、複数の土地をまとめて一体的に建て替える方法があり、その代表的なものとして、都市再開発法に基づく「市街地再開発事業」がある。
- ・市街地再開発事業は、共同ビル、道路、広場などの

整備を同時に行うものであり、国・県・市の補助を受けることができる。

市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）

- ・都市計画法に基づき各市区町村により策定される都市計画に関する基本的な方針を示した計画であり、各市区町村の将来あるべき姿等を具体的に明示するものである。
- ・本市では、平成8年3月に策定し、その後の社会経済状況の変化等を踏まえながら、近年では、平成28年3月に改定。

線引き

- ・都市計画区域内を、市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

センター地区

- ・日常的な買い物のための店舗や各種のサービス施設などが集積する地区。

《タ～ト》

大規模小売店舗立地法

- ・大規模小売店舗の立地に関して、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によって、その施設の配置や運営方法について適正な配慮がなされることが確保されるよう、各種規定に基づく届出及び審査を行うものである。

地域医療構想

- ・医療介護総合確保推進法に基づき都道府県が策定する計画であり、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービスの体制を構築することを目的として、将来推計による需要に基づき、区域ごとの必要病床数等を定め、実現に向けた方策を定めるものである。

地価公示

- ・国土交通省が毎年3月に公表するその年の1月1日時点における全国の標準地の土地価格のこと。一般的な土地取引や固定資産税評価の目安等に活用される。

地区計画

- ・地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法であり、都市計画で定められた内容を補完するものである。都市計画の決定手続きにより市が決定する。

地方再生コンパクトシティ事業

- ・国土交通省により、内閣府（地方創生推進事務局）と連携して、都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に対して、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市として、32都市が選ばれ、平成30年度から3年間で集中的な支援が行われる。
- ・本市も32都市の一つに選定され、追浜駅や汐入駅周辺等での事業を展開している。

地すべり防止区域

- ・地すべり等防止法に基づき、地すべりが発生している区域や、そのおそれが極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域を崩壊による被害の除去または軽減するため、国土交通大臣が指定する区域。
- ・当該区域では、防止工事を実施するほか、地すべりを助長・誘発する行為を制限している。

津波浸水想定区域

- ・神奈川県では平成27年3月において、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される9つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、合計5つの地震の津波高さや浸水域に基づく津波浸水予想図を作成した。これらの津波浸水予想図をもとに、浸水域と浸水深が最大となるよう重ね合わせた図面が津波浸水想定図（津波浸水想定区域）であり、本市ではその内容をもとに津波ハザードマップを作成している。

都市基盤施設

- ・都市の多様な活動を支える基本となる施設であり、道路・鉄道等の交通施設、上下水道施設、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設などが該当する。近年は、情報通信施設や都市内の緑地・公園のなども都市基盤施設として扱われるようになってきている。

都市計画運用指針

- ・国土交通省が策定しており、国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているか等について原則的な考え方を示したものである。
- ・各地方公共団体は、この内容に基づき都市計画を検討し、実際に定めていくものとなる。

都市計画区域

- ・土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- ・県が定める方針であり、都市計画区域ごとに、都市計画の目標等の基本的方針を示す。
- ・神奈川県では、昭和45年に区域区分に関する都市計画を定めて以来、6回の見直しを行い、平成28年に、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来など、社会情勢の変化に対応した都市づくりが必要であるとの基本認識のもと、第7回の線引き見直しを行った。

都市再生特別措置法

- ・近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律である。

- ・立地適正化計画についても、この法律を根拠としている。

都市施設

- ・円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため整備することが必要な施設であり、道路、公園、上下水道など、都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設のこと。

都市的土地利用

- ・住宅地、工業用地、事務所、商業用地、学校、道路など、主として人工的な施設での土地利用をいう。

都市魅力

- ・都市の環境が住民にとって利便性・快適性にすぐれ生活しやすいことや、美しい自然、歴史的遺産、培われてきた文化などの地域の資源が活かされ、訪れる人にとっても魅力的であること。

土砂災害警戒区域

- ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として神奈川県が指定する。

土地区画整理事業

- ・土地区画整理法に基づき、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業のこと。
- ・事業では、新たに必要な公共施設や事業資金を生み出すために、土地所有者等から土地を提供（減歩）してもらい、それを道路や公園等の公共施設用地や保留地に充てるものとなる。

《ハ～ホ》

病院（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）

- ・病院については、医療機能により分類ができ、4つに大別される。
- ・高度急性期機能は、急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能である。
- ・急性期機能は、急性期の患者に対して、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能である。
- ・回復期機能は、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能である。
- ・慢性期機能は、長期にわたり療養が必要な患者等を入院させる機能である。

PPP／PFI手法

- ・PPPとはPublic Private Partnershipの略であり、行政と民間が連携することにより、民間の創意工夫等を活用し、最適な公共サービスを提供する仕組みのこと。
- ・PFIとはPrivate Finance Initiativeの略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等に至るまでの全部または一部に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、行政が直接実施するよりも効率的かつ効果的に行政サービスを調達する手法のこと。

普通会計

- ・各地方自治体の持つ様々な会計を、団体間の比較や他の年度との比較を可能とするため、全国共通のルールに基づき区分し直した統計上の会計区分。
- ・公営事業会計に属する、公営企業会計（水道・病院・下水道等）、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計等は、普通会計から除かれる。
- ・本市では一般会計、公園墓地事業費特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、公債管理費特別会計を合わせたものが概ね普通会計となるが、各会計間のやりとりは控除している。

保安林

- ・森林法に基づき、水を育み、土砂崩れ等の災害を防止し、景観や保健教養等の公益目的を達成するため、伐採や開発に制限を加える森林のことで、農林水産大臣または都道府県知事により指定される。

《ヤ～ヨ》

谷戸地域

- ・丘陵地の谷あいの低地であり、丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形である。

ユニバーサルデザイン

- ・「できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインする」というデザイン思想の考え方で、文化や言語の違い、老若男女の差、障害・能力の如何を問わずに利用することができるように施設、製品、情報をデザインすること。
- ・なお、「バリアフリー」は障害者を想定したデザイン原則であるが、ユニバーサルデザインはこれを含むより広い概念である。

用途地域

- ・都市計画法の地域地区のひとつで、土地利用の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。（注：本市では11種類を指定している）

《ラ～ロ》

リノベーション

- ・建物の大規模な改修工事のことであり、既存の骨格構造だけを残しながら、建物用途等を変更して性能や価値の向上を図る。

臨港地区

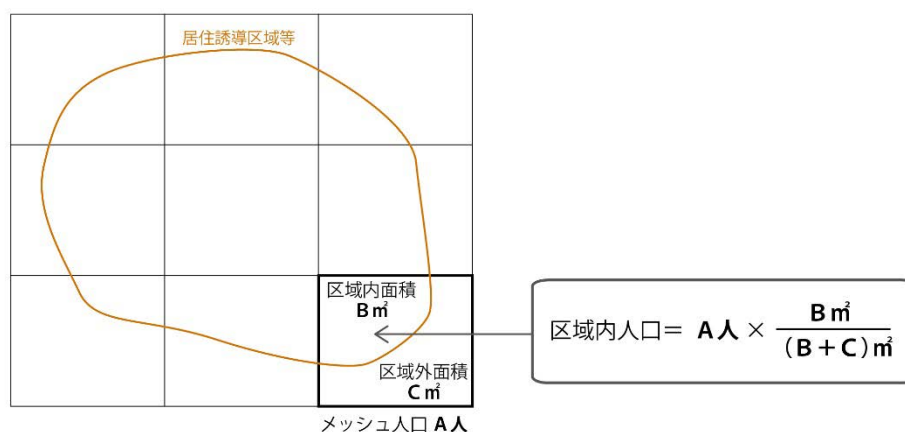
- ・港湾は、船舶が利用する水域のみでなく、物流や生産等の港湾活動が行われる陸域と一体になってその機能が十分に発揮できることから、水域の後背地の陸域の利用に関して指定する地区。
- ・横須賀港の港湾区域は追浜地区から野比地区までの水域で、その背後にある陸域において、港湾の利用の増進を図るため、臨港地区を定め「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「修景厚生港区」の4つの分区を設け、それぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止している。

参考－２ 人口関連データの算出方法について

本計画書の分析等で用いている人口データについては、以下の方法を基に算出しています。

【算出方法】

- ・総務省国勢調査の地域メッシュ統計（500m 四方のメッシュ）を基礎的なデータとする。
（12 ページ等で図化しているデータ）
- ・この基礎的なデータに対して、市街化区域内人口、居住誘導区域内人口、都市機能の圏域割合等を算出する場合は、以下の図の様に、区域にまたがる各メッシュ人口を内外の面積で按分し、それら各メッシュの区域内人口の合計値により算出している。



参考－３ 圏域の設定について

本計画書内に掲載している圏域の距離については、以下の考え方にに基づき設定しています。

圏域	内容	出典
半径800m圏	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な徒歩圏 ・本計画では、鉄道駅の圏域や、広域性を有した都市拠点等の圏域として採用 	都市構造の評価に関するハンドブック (平成 26 年 8 月、国土交通省)
半径500m圏	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の一般的な徒歩圏 ・本計画では、都市機能の圏域や、小規模な拠点での圏域として採用 	
半径300m圏	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停の徒歩圏として採用 	

参考－４ 策定・改定の経緯

(1) 策定・改定の経緯

日付	会議等	主な内容
平成28年11月18日	第1回策定検討委員会	立地適正化計画の概要説明
平成28年9月13日～ 同年12月19日	平成28年度地区別意見交換会 (市内12か所 237名、191件)	立地適正化計画の概要について
平成29年1月31日	第2回策定検討委員会	立地適正化計画のイメージ説明・共有
平成29年7月6日	第3回策定検討委員会	都市機能誘導区域の検討の進め方
平成29年9月29日	第4回策定検討委員会	基礎的調査結果説明、都市機能誘導区域(案)検討
平成29年11月14日	第5回策定検討委員会	都市機能誘導区域(案)検討
平成29年1月11日～ 平成30年2月2日	平成29年度地区別意見交換会 (市内12か所 204名、282件)	都市機能誘導区域案(案)について
平成30年3月9日	第6回策定検討委員会	意見交換会結果説明、都市機能誘導区域(案)検討
平成30年4月25日	第7回策定検討委員会	居住誘導区域(たたき台案)検討
平成30年6月15日	第8回策定検討委員会	居住誘導区域(案)検討、誘導施策洗い出し
平成30年7月12日	第9回策定検討委員会	誘導施策(案)、目標値(案)検討
平成30年9月20日～ 同年10月19日	パブリック・コメント	立地適正化計画(案)について
平成30年9月20日～ 同年10月9日	平成30年度地区別説明会 (市内12か所 216名)	立地適正化計画(案)について
平成30年11月5日	第10回策定検討委員会	パブコメ結果報告・進行管理について
平成30年12月18日	企画調整会議	立地適正化計画(案)について
平成31年3月31日	計画の策定	上記経緯を踏まえた当初策定
令和3年10月1日	計画の改定(1回目)	居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外等
令和5年3月31日	計画の改定(2回目)	居住誘導区域での災害レッドゾーンの再精査、 防災指針の追加等

(2) 策定時の検討体制(立地適正化計画策定検討委員会)

危機管理課長／政策推進課長／プロジェクト推進課長／都市政策研究所長／財政課長／行財政改革担当課長／FM推進課長／企画課長／文化振興課長／商業振興課長／観光課長／基地対策課長／資産税課長／地域コミュニティ支援課長／高齢福祉課長／介護保険課長／地域医療推進課長／市立病院担当課長／こども育成総務課長／保育運営課長／環境企画課長／自然環境共生課長／公園建設課長／企業誘致・工業振興課長／農業水産課長／都市計画課長／市街地整備推進課長／まちなみ景観課長／開発指導課長／建築指導課長／交通計画課長／傾斜地保全課長／港湾企画課長／上下水道局技術部計画課長／警防課長／教育政策課長／中央図書館長

(課長名は平成30年度時点)

横須賀市都市部都市計画課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
TEL 046-822-8133



2023.3 ~

